

# 韓国知的財産ニュース 2023 年 4 月前期

(No. 484)

発行年月日：2023 年 4 月 18 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、4 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 産業財産情報の管理及び活用の促進に関する法律案  
(議案番号：2121184)
- 1-2 発明振興法の一部改正法律案 (議案番号：2121187)
- 1-3 特許法の一部改正法律案 (議案番号：2121189)
- 1-4 弁理士法の一部改正法律案 (議案番号：2121229)
- 1-5 特許庁とその所属機関の職制の一部改正令 (大統領令第 33391 号)
- 1-6 特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令  
(産業通商資源部令第 505 号)
- 1-7 「発明振興事業の運営要領」の一部改正告示案の行政予告  
(特許庁公告第 2023-126 号)

### 関係機関の動き

- 2-1 2023 知的財産スタートアップコンテストの参加者を募集
- 2-2 主要国で初めて半導体専担審査局を設置する
- 2-3 韓国特許庁・発明記者団が共にする植樹イベントが開かれる
- 2-4 韓国特許庁、特性化高校発明教育支援事業の看板上掲式を開催
- 2-5 国際知識財産研修院、標準特許専門教育への申し込みを受け付ける
- 2-6 韓国特許庁、起業準備大学(院)生との知的財産トークイベントを開催
- 2-7 半導体分野の支援に向けた専担審査局、公式に発足
- 2-8 韓国特許庁、審査品質の向上に向けた現場懇談会を開催
- 2-9 韓国特許庁、医薬品特許存続期間延長出願の専担チームを運営
- 2-10 2023 クラウドファンディング支援事業への参加企業を募集

### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国特許庁「K ブランド海外オンライン模倣品事前診断」への

参加企業を募集する

#### デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 小規模事業者のサービス商標、サービス商標優先審査で1か月以内に処理している

#### その他一般

- 5-1 韓国特許庁、2022年知的財産保護実態調査の結果を発表

### 法律、制度関連

1-1 産業財産情報の管理及び活用の促進に関する法律案（議案番号：2121184）

議案情報システム（2023.4.6.）

議案番号：2121187

提案日：2023年4月6日

提案者：ハン・ムギョン議員外9人

#### 提案理由

世界中の特許出願は毎年約3百万件に上っており、この過程で生成されたか収集されたデータは5億3千万件（2022年基準累積、特許庁発表）に及んでいる。それを分析・加工して処理した産業財産情報は、技術の具体的な内容だけでなく、その技術を開発した人材と企業等が進出しようとしている国や市場現況等、産業・技術動向の分析に必要な多様な付加情報を含んでいる。

したがって、産業財産情報を通じて世界中の技術動向と韓国の技術競争力を客観的に把握することで有望技術を発掘・保護することができ、企業は技術開発及び経営戦略を策定できることから、産業財産情報の活用価値は非常に高いといえる。

また、最近グローバル技術覇権争いが激化しており、韓国企業の技術の流出・侵害問題が続いている状況であることを考慮したとき、技術の流出を防止し、技術を保護する上でも産業財産情報を活用するための立法的措置が求められる時点である。

しかし、現行の法律は、産業財産情報と関連し「発明振興法」等に制限的に一部のみ規定しているだけでなく、国の安全保障又は技術の流出防止及び保護に向けて産業財産情報を活用できる法的根拠としては不十分なのが実情である。

そのため、産業財産情報に特化した法律として「産業財産情報の管理及び活用の促進に関する法律」を制定することにより、産業財産情報を体系的に管理し、産業財産情報を分析・

提供して科学 (R&D)・産業・経済・安全保障分野で国政運営を支援するだけでなく、中小・ベンチャー企業等をはじめとする韓国企業の技術開発及び技術保護を支援することで、産業財産情報の活用を促進して産業競争力を強化し、国民経済の発展に貢献しようとするものである。

## 主要内容

- イ. この法律は、産業財産情報の管理及び活用を促進する上で必要な事項を定めることで、産業競争力を強化し、国民経済の発展に貢献することを目的とする (案第1条)。
- ロ. 「発明振興法」第2条第4号に基づく産業財産権の発生・変更及び消滅の過程において収集されるか生成される知的財産を産業財産と定義し、産業財産の創出・保護及び活用段階において、特許庁長が収集・生成するか、それを調査・分析・加工・連携する等の方法で処理したすべての種類の知識又は資料を産業財産情報と定義する (案第2条)。
- ハ. 特許庁長は、産業財産情報の管理及び活用の促進に関する基本計画を関連中央行政機関の長と協議して5年ごとに策定する (案第5条)。
- ニ. 収集・生成された産業財産情報を体系的に管理するために、産業財産情報データベースを構築・管理し、産業財産情報の効率的な収集・検索・加工・分析及び提供のために、産業財産情報システムを構築・運営できるようにする (案第9条及び第10条)。
- ホ. 産業財産分類情報の利用を促進し、産業・経済等多様な部門への活用を普及させるために、産業財産分類情報や産業に関する標準分類等他分野の分類情報間連携表を作成・活用できるようにする (案第11条)。
- ヘ. 研究開発及び技術・産業関連戦略の策定・推進を効果的に支援するために、公開されている産業財産情報を収集・加工して利用するか、収集・加工された情報を提供できるようにする一方、個人情報が含まれている産業財産情報の利用・提供は、情報主体の利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限定する (案第14条)。
- ト. 国の安全保障又は国民の経済活動に重大な影響を及ぼす技術等の流出防止及び保護のために、必要な場合、出願中の産業財産情報を利用するか、関連国家行政機関に提供できるようにする (案第15条)。
- チ. 公共及び民間における研究開発の効率的な推進を支援するために、産業財産情報の動向及び戦略的調査・分析等を含む産業財産情報活用施策を策定するようにし、研究開発の推進過程において、産業財産情報の活用に向けて取り組むようにする (案第16条)。
- リ. 産業財産情報関連専門人材の育成、教育・広報等の裾野拡大及び国際機関又は外国政府等との国際協力のために必要な政策を策定・推進できるようにする (案第19条から第21条まで)。
- ヌ. 民間における産業財産情報サービスの開発・実用化を促進するための事業を推進す

るようにする（案第23条）。

- ル. 文書電子化機関等の従業員又は従業員であった人に、職務上知り得た秘密を漏洩するか盗用できないように義務を付ける（案第27条）。

[\(以下、詳細はリンク参照\)](#)

1 - 2 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2121187）

議案情報システム（2023.4.6.）

議案番号：2121187

提案日：2023年4月6日

提案者：ハン・ムギョン議員外9人

### 提案理由

「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」の制定に伴い、従来の「発明振興法」から「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」に移管される多数の関連条項を削除及び変更し、引用条文を整理する必要がある。

そのため、「発明振興法」を改正し、産業財産情報と関連する用語の定義や関連条項を削除及び変更する等の整備を通じて、両法律の整合性を取ろうとする。

### 主要内容

- イ. 産業財産情報と関連する「産業財産権情報」や「産業財産権の情報化」等、用語の定義を削除する（第2条第6号から第8号まで削除）。
- ロ. 「産業財産権情報」の定義が削除されるに伴い、「産業財産権情報」用語が使用されている条項において「産業財産権情報」を「発明活動関連情報」に修正する（第6条第4号及び第8条の2第2項第1号）。
- ハ. 第2章第3節の見出しを「発明振興の基盤づくり」に変更し、産業財産権情報及び産業財産権の情報化等に関する条項を削除する（第20条・第20条の2から第20条の5まで及び第20条の8削除）。
- ニ. 産業財産権診断機関の指定及び指定の取消に関する条項を削除する（第36条及び第37条）。
- ホ. 第6条の3韓国特許戦略開発院に関する条項を削除する（第55条の5から第55条の7まで削除）。

### 参考事項

この法律案は、ハン・ムギョン議員が代表発議した「産業財産情報の管理及び活用促進に

関する法律案」(議案番号第21184号)の議決を前提にしているため、同法律案が議決されないか、修正議決される場合は、それに合わせて調整されるべきである。

法律第 号

### 発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第2条第6号から第8号までをそれぞれ削除し、同条第9号イ目を次のように改める。

イ. 産業財産権に関する情報を収集・分析・加工・翻訳・流通又は管理するか、それと関連するソフトウェア又はシステムを開発するか構築する業

第6条第4号中「活動に対する産業財産権情報」を「活動関連情報」に改める。

第8条の2第2項第1号中「産業財産権情報」を「発明活動関連情報」に改める。

第2章第3節の見出し「産業財産権情報の提供及び活用促進」を「発明振興の基盤づくり」に改める。

第20条、第20条の2から第20条の5まで、第20条の8、第36条及び第37条をそれぞれ削除する。

第50条の3第4項を次のように改める。

④海外産業財産権センターは、第2項による業務を行うために、必要な範囲内で収益事業をすることができる。

第55条第3項第8号中「産業財産権情報の」を「産業財産権の」に改める。

第6章の3(第55条の5から第55条の7まで)を削除する。

第56条第2項中「情報院、協会」を「協会」に、「戦略院、発明機関」を「発明機関」に改める。

第57条第5号を削除する。

第57条の2第5号及び第6号をそれぞれ削除する。

第59条第1項及び第2項中「情報院、特許技術事業化斡旋センター、韓国発明振興会、保護院及び戦略院」をそれぞれ「特許技術事業化斡旋センター、韓国発明振興会及び保護院」に改める。

第60条第1項第3号及び第7号を削除する。

### 附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

議案番号：2121189

提案日：2023年4月6日

提案者：チョン・イリョン議員外17人

### 提案理由

現行法では、特許発明を実施するため、他法令の規定による許可・登録等（以下「許可等」という。）を受けるために実施した有効性・安全性等の試験によりかかった期間だけ5年以内でその特許権の存続期間を延長する許可等による特許権存続期間延長制度が導入されている。

しかし、現行の許可等による特許権存続期間延長制度では、許可・登録後延長期間を含む特許権存続期間（有効特許権存続期間）の上限（キャップ）及び延長可能な特許権の数に制限がないことから、ジェネリックの発売が遅延するが発生し、国民の医薬品早期アプローチ権の確保に支障が生じているのが実情である。これとは違い、米国・欧州等の主要国の場合は、有効特許権存続期間の上限（キャップ）及び延長可能な特許権の数を制限する規定があり、許可等による特許権存続期間延長制度の国際的調和が必要な状況である。

そのため、有効特許権存続期間の上限（キャップ）を導入し、延長可能な特許権の数を制限することで、国民の医薬品早期アプローチ性を高め、米国・欧州等の主要国並みに許可等による特許権存続期間延長制度を改善しようとするものである。

### 主要内容

- イ. 許可等による延長の前に、特許権の存続期間に登録遅延による延長期間を含め、特許権存続期間の延長順番を決める（案第89条第3項新設）。
- ロ. 許可等による延長された特許権の存続期間を、許可を受けた日から14年を超えないように根拠を設け、違反の際は、拒絶決定及び無効審判を請求できるようにする（案第89条第4項新設等）。
- ハ. 一つの許可等に対して延長可能な特許権の数を単数に規定し、違反の際は、拒絶決定及び無効審判を請求できるようにする（案第89条第5項新設等）。
- ニ. 一つの許可等に対して二つ以上の特許権がある場合は、延長登録出願人は、いずれか一つの特許権に対してのみ存続期間の延長登録出願をしなければならず、一つの許可等に対して二つ以上の特許権に対する存続期間の延長登録出願がある場合は、いずれの特許権の存続期間も延長できないようにする（案第90条第7項新設）。
- ホ. 特許権の存続期間の延長登録出願が放棄・無効・取下げになるか、拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定した場合は、特許権の存続期間の延長登録出願は、最初

からなかったものとみなす（案第90条第8項新設）。

- へ. 利害関係人又は審査官は、特許権の存続期間の延長登録が一つの許可等に対して二つ以上の特許権の存続期間が延長登録された場合は、無効審判を請求できるようにし、これに該当して無効とするという審決が確定した場合は、その特許権の存続期間の延長登録出願は、最初からなかったものとみなす（案第134条第1項第6号及び同条第5項新設）。

法律第 号

### 特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第89条に第3項から第5項までをそれぞれ次のように新設する。

- ③第1項を適用する際、第1項の「その特許権の存続期間」には、第92条の5第2項により特許権の存続期間の延長が登録された場合、その登録された延長期間が含まれる。
- ④第1項に基づく延長された特許権の存続期間は、許可等を得た日から14年を超えて延長することができない。
- ⑤一つの許可等に対して二つ以上の特許権がある場合は、いずれか一つの特許権に対してのみ第1項に基づく存続期間の延長をすることができる。

第90条に第7項及び第8項をそれぞれ次のように新設する。

- ⑦一つの許可等に対して二つ以上の特許権がある場合は、延長登録出願人は、いずれか一つの特許権に対してのみ存続期間の延長登録出願をしなければならず、一つの許可等に対して二つ以上の特許権に対する存続期間の延長登録出願がある場合は、いずれの特許権の存続期間も延長することができない。
- ⑧特許権の存続期間の延長登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合、その出願は、第7項の規定を適用する際は、最初からなかったものとみなす。

- 1. 放棄、無効又は取下げになった場合
- 2. 拒絶決定や拒絶するという趣旨の審決が確定した場合

第91条第3号中「その特許発明を実施できなかった」を「延長の」に改め、同条に第6号を次のように新設する。

- 6. 第90条第7項に違反して一つの許可等に対して二つ以上の特許権に対する存続期間の延長登録出願をした場合

第93条中「第67条」を「第67条、第78条第1項及び第3項（この場合、「特許取消申請に対する決定」は、「延長登録決定又はその拒絶決定」とみなす。）」に改める。

第134条第1項第3号中「その特許発明を実施できなかった」を「第89条に基づいて認められる延長の」に改め、同項に第6号を次のように新設し、同条第4項第1号中「その特許発

明を実施できなかった」を「第89条に基づいて認められる延長の」に改め、同条に第5項を次のように新設する。

6. 第90条第7項に違反して一つの許可等に対して二つ以上の特許権の存続期間が延長登録された場合
- ⑤延長登録が第1項第6号に該当して無効とするという審決が確定した場合は、その特許権の存続期間の延長登録出願は、最初からなかったものとみなす。

## 附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（許可等による特許権の存続期間の延長に関する適用例） 第89条第3項から第5項まで、第90条第7項・第8項、第91条、第93条及び第134条第1項・第4項・第5項の改正規定は、この法律の施行後に許可等を得た特許発明の許可等による特許権の存続期間の延長登録出願から適用する。

[（以下、詳細はリンク参照）](#)

1 - 4 弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2121229）

議案情報システム（2023. 4. 10.）

議案番号：2121229

提案日：2022年4月10日

提案者：クオン・インスク議員外9人

### 提案理由及び主要内容

現行法によると、弁理士は特許庁や法院に対し特許、実用新案、デザイン又は商標に関する事項を代理し、その事項に関する鑑定とその他の事務を業とする者をいい、特許庁長の管理・監督を受けている。

しかしながら、弁護士、税理士、公認労務士、鑑定評価士等、他の分野の専門職種は、法務部長官、企画財政部長官、雇用労働部長官、国土交通部長官等、行政各部の長から管理・監督を受けていることから、弁理士の場合も特許庁長ではなく、産業通商資源部長官の管理・監督を受けるべきだとの意見がある。

また、弁理士と特許庁長は、特許等産業財産権の審判や訴訟でそれぞれ被告と原告であるため、特許庁長が弁理士を管理・監督する現状の体系のもとでは、審判や訴訟の公正性が期待できないことから改善が必要であるとの指摘がある。



したがって、弁理士に対する管理・監督の権限を特許庁長から産業通商資源部庁長へ変更することで審判・訴訟の公正性を担保するだけでなく、さらに、産業財産権制度と産業の発展に資する弁理士制度を確立するものである（案第4条の2第1項等）。

法律第           号

### 弁理士法の一部改正法律案

弁理士法の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第4条の5各号以外の部分中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第5条第1項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第5条の2第1項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とし、同条第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とし、同条第3項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第5条の3各号以外の部分中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

法律第19165号弁理士法の一部改正法律の第6条の2第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とし、同条第4項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第6条の3第2項前段中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とし、同条第3項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とし、同条第4項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第6条の4第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第6条の8第1項各号以外の部分本文中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とし、同条第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第6条の9第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第6条の10第1項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第6条の12第2項前段中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とし、同条第3項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とし、同条第4項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第6条の13第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第6条の16第6項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第6条の18第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第6条の19第1項各号以外の部分本文中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とし、同条第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第6条の20第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第6条の21第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とし、同条第3項中「特許庁長」

を「産業通商資源部長官」とする。

第9条第4項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第10条第1項前段中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第13条第1項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とし、同条第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とし、同条第3項本文中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第14条第3項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第15条第4項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第16条第1項各号以外の部分中「特許庁」を「産業通商資源部」とし、同条第3項各号以外の部分中「特許庁次長」を「産業通商資源部次官」とし、「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とし、同項第1号中「特許庁」を「産業通商資源部」とする。

第17条第1項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とし、同条第3項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第18条第1項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第27条第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第28条中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第29条各号以外の部分中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

## 附 則

第1条（施行日）この法は、公布後、6か月が経過した日から施行する。

第2条（行政処分等に関する経過措置）①この法施行当時従来の規定によって特許庁長がなした行政処分又はその他の行為は、この法の規定によって産業通商資源部長官がなした行政処分又はその他の行為とみなす。

②この法施行当時従来の規定によって特許庁に対して行った申請・申告、その他の行為は、この法の規定によって産業通商資源部に対して行った申請・申告、その他の行為とみなす。

### 1－5 特許庁とその所属機関の職制の一部改正令（大統領令第 33391 号）

電子官報（2023. 4. 11.）

国務会議の審議を経た特許庁とその所属機関の職制の一部改正令をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2023 年 4 月 11 日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び行政安全部長官

大統領令第 33391 号

### 特許庁とその所属機関の職制の一部改正令

特許庁とその所属機関の職制の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「情報顧客支援局」を「産業財産情報局」とし、「融複合技術審査局・電気通信技術審査局・化学生命技術審査局及び機械金属技術審査局」を「デジタル融合審査局・電気通信審査局・化学生命審査局及び機械金属審査局」とする。

第 13 条の見出し「(情報顧客支援局)」を「(産業財産情報局)」とし、同条第 1 項中「情報顧客支援局」を「産業財産情報局」とする。

第 15 条第 3 項第 8 号中「融複合技術審査局・電気通信技術審査局・化学生命技術審査局・機械金属技術審査局」を「デジタル融合審査局・電気通信審査局・化学生命審査局・機械金属審査局・半導体審査推進団」とする。

第 15 条の 2 の見出し「(融複合技術審査局)」を「(デジタル融合審査局)」とし、同条第 1 項中「融複合技術審査局」を「デジタル融合審査局」とする。

第 16 条の見出し「(電気通信技術審査局)」を「(電気通信審査局)」とし、同条第 1 項中「電気通信技術審査局」を「電気通信審査局」とし、同条第 3 項第 1 号中「半導体、通信、ディスプレイ、電子商取引、電子部品」を「通信、電子商取引」とする。

第 17 条の見出し「(化学生命技術審査局)」を「(化学生命審査局)」とし、同条第 1 項中「化学生命技術審査局」を「化学生命審査局」とする。

第 18 条の見出し「(機械金属技術審査局)」を「(機械金属審査局)」とし、同条第 1 項中「機械金属技術審査局」を「機械金属審査局」とする。

第 22 条第 1 項中「51 名」を「50 名」とし、同条第 2 項中「11 名」を「10 名」とする。  
第 8 章（第 35 条）を次のように新設する。

#### 第 8 章 一時的な組織

第 35 条（半導体審査推進団）①特許庁に「行政機関の組織と定員に関する通則」第 17 条の 3 第 1 項第 1 号に基づき、2024 年 12 月 31 日まで存続する一時的な組織として半導体審査推進団を置く。

②半導体審査推進団に団長 1 名を置き、団長は、高位公務員団に属する一般職公務員

として補する。

③団長は、次の事項を分掌する。

1. 半導体技術（半導体製造工程、半導体設計、ディスプレイ、半導体素材、半導体組立工程及び半導体製造装置）分野の特許出願及び実用新案登録出願に関する審査
2. 所管審査分野に関する動向調査

④「行政機関の組織と定員に関する通則」第 25 条第 3 項に基づき、半導体審査推進団に特許庁公務員の定員を割り当てて運営することができる。

⑤「行政機関の組織と定員に関する通則」第 14 条第 4 項に基づき、半導体審査推進団に置く補助機関は産業通商資源部令で定める。

別表 1 中総計「1,602」を「1,607」とし、一般職計「1,600」を「1,605」とし、高位公務員団「11」を「12」とし、3 級又は 4 級以下「1,585」を「1,589」とする。

別表 2 中総計「201」を「199」とし、一般職計「201」を「199」とし、高位公務員団「13」を「12」とし、3 級又は 4 級以下「188」を「187」とする。

別表 3 第 1 号 1) 及び 2) 中「融複合技術審査局」をそれぞれ「デジタル融合審査局」とする。

## 附 則

この令は、公布の日から施行する。

### 改正理由及び主要内容

特許庁に不正競争行為の根絶のために必要な人員 1 名（5 級 1 名）、商標・デザイン審査を強化するために必要な人員 1 名（6 級 1 名）及び国家コア技術関連特許の管理のために必要な人員 1 名（7 級 1 名）をそれぞれ増員し、高品質な審査サービスの提供による半導体技術分野の速やかな特許出願等の審査を支援するために、2024 年 12 月 31 日まで存続する一時的な組織として半導体審査推進団を新設するとともに、団長は、特許庁の所属機関である特許審判院の定員 1 名（高位公務員団 1 名）を特許庁に配置し、効率的な組織運営のために特許庁の所属機関である特許庁ソウル事務所の定員 1 名（5 級 1 名）を特許庁に配置する一方、特許庁の下部組織の名称を変更することで分掌事務の一部を調整しようとするものである。

<法制処提供>

産業通商資源部令第505号

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2023年4月11日

産業通商資源部長官

### 特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部を次のように改正する。

第10条の見出し「(情報顧客支援局)」を「(産業財産情報局)」とし、同条第1項中「情報顧客支援局長」を「産業財産情報局長」とし、同条第2項中「情報顧客支援局に情報顧客政策課、情報システム課、情報管理課、出願課、登録課及び国際出願課」を「産業財産情報局に産業財産情報政策課、産業財産情報システム課、産業財産データ管理課、産業財産出願課、産業財産登録課及び産業財産国際出願課」とし、同条第3項各号以外の部分中「情報顧客政策課長」を「産業財産情報政策課長」とし、同条第4項各号以外の部分中「情報システム課長」を「産業財産情報システム課長」とし、同条第5項各号以外の部分中「情報管理課長」を「産業財産データ管理課長」とし、同条第7項各号以外の部分中「出願課長」を「産業財産出願課長」とし、同条第8項各号以外の部分中「登録課長」を「産業財産登録課長」とし、同条第9項各号以外の部分中「国際出願課長」を「産業財産国際出願課長」とする。

第12条第3項第8号中「融複合技術審査局・電気通信技術審査局・化学生命技術審査局及び機械金属技術審査局」を「デジタル融合審査局・電気通信審査局・化学生命審査局・機械金属審査局及び半導体審査推進団」とする。

第12条の2の見出し「(融複合技術審査局)」を「(デジタル融合審査局)」とし、同条第1項中「融複合技術審査局長」を「デジタル融合審査局長」とし、同条第2項中「融複合技術審査局」を「デジタル融合審査局」とする。

第13条の見出し「(電気通信技術審査局)」を「(電気通信審査局)」とし、同条第1項中「電気通信技術審査局長」を「電気通信審査局長」とし、同条第2項中「電気通信技術審査局」を「電気通信審査局」とし、「半導体審査課、通信審査課、ディスプレイ審査課、電子商取引審査課、電子部品審査課」を「通信審査課、電子商取引審査課」とし、同条第3項中「電子回路、電力送配電及び電力供給」を「電力回路、電力転送及び発電機」とし、同条第5項を削除し、同条第6項を第5項とし、同条第7項を削除し、同条第8項を第6項とし、同条第9項を削除し、同条第10項を第7項とする。

第14条の見出し「(化学生命技術審査局)」を「(化学生命審査局)」とし、同条第1項中「化学生命技術審査局長」を「化学生命審査局長」とし、同条第2項中「化学生命技術審査局」を「化学生命審査局」とする。

第15条の見出し「(機械金属技術審査局)」を「(機械金属審査局)」とし、同条第1項中「機械金属技術審査局長」を「機械金属審査局長」とし、同条第2項中「機械金属技術審査局」を「機械金属審査局」とし、同条第3項中「移送保管部品、計測機械」を「移送保管部品」とし、同条第8項中「精密部品移送」を「精密試験」とする。

第16条第2項中「51名中11名」を「50名中10名」とする。

第18条第2項本文中「管理課、出願登録課及び電算資料課」を「総括支援課及び出願登録課」とし、同項ただし書中「管理課長及び出願登録課長」を「各課長」とする。

第18条第3項を次のようにする。

③総括支援課長は、次の事項を分掌する。

1. 保安及び官印の管理
2. 文書の受付・発送・統制及び職員の服務・教育訓練
3. 予算の執行・決算及び物品管理
4. 電算システムの運営及び書面で提出される書類の電子文書化
5. 電算室の運営及び管理
6. 産業財産権資料の閲覧・複写
7. 産業財産権の出願・登録・審判に関する各種の証明書と謄本・抄本の発給
8. 特許証・登録証の発給及び各種の登録原簿の閲覧
9. その他他の課の所管に属さない事項

第18条第5項を削除する。

第22条第2項中「情報管理課長、生活デザイン審査課長、国際出願課長」を「産業財産データ管理課長、産業財産国際出願課長、生活デザイン審査課長」とする。

第8章（第24条）を次のように新設する。

## 第8章 一時的な組織

第24条（半導体審査推進団）①半導体審査推進団長は、高位公務員団に属する一般職公務員として補する一方、その職位の職務等級はロ等級とする。

②半導体審査推進団（以下「推進団」とする）に半導体製造工程審査課、半導体設計審査課、ディスプレイ審査課、半導体素材審査チーム、半導体組立工程審査チーム及び半導体製造装置審査チームを置く一方、各課長は、副理事官・書記官又は技術書記官として補し、各チーム長は、書記官・技術書記官・行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算

事務官又は放送通信事務官として補する。

③半導体製造工程審査課長は、露光工程、エッチング工程、蒸着工程及び素子工程分野の特許出願・実用新案登録出願に関する審査及び所管審査分野に関する動向調査事務を分掌する。

④半導体設計審査課長は、半導体素子、半導体回路、メモリー回路及び半導体応用設計分野の特許出願・実用新案登録出願に関する審査及び所管審査分野に関する動向調査事務を分掌する。

⑤ディスプレイ審査課長は、有機エレクトロルミネッセンス (OLED)、画像素子、画像駆動、画像光学及び画像応用分野の特許出願・実用新案登録出願に関する審査及び所管審査分野に関する動向調査事務を分掌する。

⑥半導体素材審査チーム長は、半導体工程素材、光化学素材、電子部品素材及び光半導体分野の特許出願・実用新案登録出願に関する審査及び所管審査分野に関する動向調査事務を分掌する。

⑦半導体組立工程審査チーム長は、基板製造、パッケージ工程、検査技術及び基板加工分野の特許出願・実用新案登録出願に関する審査及び所管審査分野に関する動向調査事務を分掌する。

⑧半導体製造装置審査チーム長は、基板処理装置、基板搬送装置、有機薄膜の製造工程及び有機素子積層工程分野の特許出願・実用新案登録出願に関する審査及び所管審査分野に関する動向調査事務を分掌する。

別表1中総計「1,602」を「1,607」とし、一般職計「1,600」を「1,605」とし、高位公務員団「11」を「12」とし、行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「792」を「794」とし、行政主事・司書主事・工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事又は放送通信主事「409」を「410」とし、行政主事補・司書主事補・工業主事補・農業主事補・林業主事補・獣医主事補・海洋水産主事補・気象主事補・保健主事補・医療技術主事補・薬務主事補・環境主事補・航空主事補・施設主事補・電算主事補又は放送通信主事補「65」を「66」とする。

別表2中総計「1,602」を「1,607」とし、一般職計「1,600」を「1,605」とし、高位公務員団「11」を「12」とし、行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「817」を「821」とし、行政主事・司書主事・工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事又は放送通信主事「383」を「382」とし、行政主事補・司書主事補・工

業主事補・農業主事補・林業主事補・獣医主事補・海洋水産主事補・気象主事補・保健主事補・医療技術主事補・薬務主事補・環境主事補・航空主事補・施設主事補・電算主事補又は放送通信主事補「65」を「68」とし、行政書記・工業書記・保健書記・施設書記・電算書記又は放送通信書記「35」を「33」とする。

別表3中総計「147」を「146」とし、一般職計「147」を「146」とし、高位公務員団「12」を「11」とする。

別表7中総計「22」を「21」とし、一般職計「22」を「21」とし、行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「3」を「2」とする。

別表8中総計「23」を「22」とし、一般職計「23」を「22」とし、行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「3」を「2」とする。

別表9イ目1)の組織欄、同日2)の組織欄及び同日3)の組織欄中「融複合技術審査局」をそれぞれ「デジタル融合審査局」とする。

## 附 則

第1条（施行日）この規則は、公布の日から施行する。

第2条（総額人件費制により新設された機構の存続期限）①「行政機関の組織と定員に関する通則」第29条に基づき、この規則の施行により新設される半導体素材審査チーム、半導体組立工程審査チーム及び半導体製造装置審査チームは、2024年12月31日まで存続する。

②第1項による存続期限まで半導体素材審査チーム長、半導体組立工程審査チーム長及び半導体製造装置審査チーム長が分掌する事項に関しては特別な規定がない限り、第1項による存続期限が過ぎた日から半導体素材審査チーム長、半導体組立工程審査チーム長及び半導体製造装置審査チーム長が分掌する事項は電気審査課長が分掌する。

第3条（総額人件費制により上方調整した職級の存続期限）この規則の施行により調整される別表2の定員4名（行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官の2名、行政主事補・司書主事補・工業主事補・農業主事補・林業主事補・獣医主事補・海洋水産主事補・気象主事補・保健主事補・医療技術主事補・薬務主事補・環境主事補・航空主事補・施設主事補・電算主事補又は放送通信主事補の2名）は、2026年4月11日まで存続し、2026年4月12日以降は、それに該当する定員は、それぞれ別表2の行政主事・



司書主事・工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事又は放送通信主事の2名、行政書記・工業書記・保健書記・施設書記・電算書記又は放送通信書記の2名とみなす。

### 改正理由及び主要内容

特許庁に不正競争行為の根絶のために必要な人員1名（5級1名）、商標・デザイン審査を強化するために必要な人員1名（6級1名）及び国家コア技術関連特許の管理のために必要な人員1名（7級1名）をそれぞれ増員し、高品質な審査サービスの提供による半導体技術分野の速やかな特許出願等の審査を支援するために、2024年12月31日まで存続する一時的な組織として半導体審査推進団を新設するとともに、団長は、特許庁の所属機関である特許審判院の定員1名（高位公務員団1名）を特許庁に配置し、効率的な組織運営のために特許庁の所属機関である特許庁ソウル事務所の定員1名（5級1名）を特許庁に配置する内容で、「特許庁とその所属機関の職制」が改正（大統領令第33391号、2023.4.11.公布・施行）されるに従って変更事項を反映する一方、特許庁の半導体審査推進団に総額人件費制を活用して2024年12月31日まで存続する半導体素材審査チーム、半導体組立工程審査チーム及び半導体製造装置審査チームを新設し、総額人件費制を活用して特許庁の定員4名（6級2名、8級2名）の職級を上方調整（5級2名、7級2名）し、効率的な組織及び人員運営のために特許庁及び特許庁ソウル事務所の下部組織及び分掌事務の一部を調整しようとするものである。

1-7 「発明振興事業の運営要領」の一部改正告示案の行政予告（特許庁公告第2023-126号）

電子官報（2023.4.13.）

特許庁公告第2023-126号

「発明振興事業の運営要領」を改正するに当たり、その改正理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第46条に基づいて次のとおり公告します。

2023年4月13日

特許庁長

「発明振興事業の運営要領」の一部改正告示案の行政予告

## 1. 改正理由

発明等の評価対象を登録済みの発明から国内又は海外に出願中、あるいは登録済みの発明及び商標、営業秘密及び配置設計まで拡大し、特許技術事業化あっせんセンターの名称を特許技術事業化支援センターにする等の内容で「発明振興法」が改正（法律第 19164 号、2023. 1. 3. 公布、7. 4. 施行）されるに従って、関連規定を整備するものである

## 2. 主要内容

- イ. 用語変更等発明振興法（法律第 19164 号）改正事項反映（第 2～3 条、第 51 条の 2、第 54 条の 2、第 70～77 条、第 123～130 条の 2）
- ロ. 評価機関の指定基準中人員要件を施行令と同様に一致させる（第 72 条）

## 3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2023 年 5 月 12 日までに次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：産業財産活用課長）に提出してください。

- イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際はその理由を明示）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

一般郵便：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）、政府大田庁舎 4 棟 1804 号産業財産活用課（〒35208）

電子郵便：lbjlbjlbj777@korea.kr

Fax：042-472-1406

## 4. その他事項

改正案に対する詳細は、特許庁ウェブサイト（<http://www.kipo.go.kr>）→冊子/統計→法令及び条約→立法予告を参照するか、特許庁産業財産活用課（電話 042-481-8639、Fax042-472-1406）にお問い合わせください。

### 関係機関の動き

2-1 2023 知的財産スタートアップコンテストの参加者を募集

韓国特許庁（2023. 4. 4.）

優秀 IP ベース創業チームに計 4,000 万ウォン支援！

第四次産業ディープテック（※）（コア技術）および ESG（環境・社会・ガバナンス）新産業分野で優秀な IP（知的財産）を保有している創業チームに事業化コンサルティングと投資誘致の機会が与えられる。

※ディープテック（Deep tech、第四次産業革命のコア基礎技術）分野：非メモリー半導体、バイオ・ヘルス、未来モビリティ、エコ・エネルギー、ロボット、ビッグデータ・AI、サイバーセキュリティ・ネットワーク、宇宙航空・海洋、次世代原発、量子技術など

韓国特許庁は、信用保証基金、銀行圏青年創業財団、韓国発明振興会と共に第四次産業ディープテックおよび ESG 新産業分野で優秀な IP 創業チームを発見・育成するための「2023 知的財産スタートアップコンテスト（以下「IP コンテスト（リーグ）」）の参加者を 4 月 5 日から 5 月 24 日まで募集すると発表した。今年で 4 回目を迎える IP コンテストは、韓国内最大規模の創業コンテストである「チャレンジ！K スタートアップ」の本選進出権を付与する予選大会である。前回の IP コンテストで選抜された創業チーム（38 社）のうち 7 社は、政府全体王中王戦で 3 年連続最優秀賞・奨励賞などを受賞し、22 社は、イノベーション企業や CES（世界最大級のハイテク技術見本市）イノベーション賞などに選ばれ、約 260 億ウォンの投資を誘致するなど、有望強小企業の成長への登竜門として位置付けられている。

4 月 5 日水曜日から 5 月 24 日水曜日まで公募を行う今回の IP コンテストは、有望な初期創業企業を育成するために支援資格と国民参加評価が強化され、創業チームの成長に向けた後続支援が拡大される。まず、未来に対する成長可能性の高い有望な知的財産を保有している初期創業企業の発見というコンテストの趣旨に基づき、申請資格の業歴基準を、業歴 7 年以内の創業企業から、公告期間（5 月 24 日）までに第四次産業ディープテックおよび ESG 分野で知的財産権の出願を完了した創業 3 年以内の創業者（起業準備者を含む）へと強化し、投資誘致の実績も従来累積 50 億ウォン以内から累積 30 億ウォン以内に制限した。また、消費者である国民が優秀な IP 創業チームの選抜過程に直接参加し、創業チームの創業アイテム重複性検証だけでなく、事業性と市場性を総合的に審査できるよう国民参加審査を運営する。今年は計 13 組の優秀 IP 創業チームを選抜し、「チャレンジ！K スタートアップ」の統合本選進出権が付与され、特許庁長賞をはじめ計 4,000 万ウォン相当の賞金と創業投資プログラムが提供される。創業投資プログラムは、知的財産の出願（IP ディディムドル（踏み台））や資金保証（最大 3 億ウォン）、創業投資企業説明会（IR）コンサルティング、投資誘致説明会などで、選抜された優秀 IP 創業チームの事業化の成功のために一括提供される。

特許庁のアイデア経済イノベーションチーム課長は、「優秀な IP を保有している創業者（チーム）が新産業分野で強小企業へと成長できるよう、多様な IP の事業化および創業・投資支

援を積極行政の一環として後続提供する予定だ」とし、「創業者（チーム）からの多くの参加とチャレンジを願う」と述べた。一方、IP コンテストへの参加を希望する創業者（チーム）は、5月24日水曜日までに韓国発明振興会ウェブサイトのIP スタートアップコンテスト募集ページ (<http://www.kipa.org>) から参加申込書、事業計画書などをオンラインで提出して申し込めばよい。

## 2-2 主要国で初めて半導体専担審査局を設置する

韓国特許庁（2023.4.4.）

迅速かつ正確な審査で韓国企業の超格差技術の確保を後押しする

韓国特許庁と行政安全部は、半導体技術だけを専担して審査する「半導体審査推進団（以下『推進団』）の新設を骨子とした特許庁職制の改正案が4月4日に国务会議を通過し、4月11日付けで施行されると発表した。

### 【韓国企業に及ぼす影響】

半導体サプライチェーンの再編や設備投資の拡大など、半導体産業の競争力強化に向けた主要国間の競争が激しい状況の中、今回の推進団の新設は、韓国企業の半導体コア技術に対する先行的な保護システムを構築するという政府の明確な意志が込められている。今月から推進団が本格的に稼働されると、製造・組立工程、素材、装置など半導体分野すべてを網羅した抜け目のない審査が可能になり、韓国企業が開発した先端技術に対しきめ細かい特許網を備えることができると期待される。また、推進団に配置される167人の専担審査官が出願技術を精密に審査し、速やかに権利として確定することで、先端技術特許を基に韓国企業がグローバル超格差で優位を持続的に維持することにも貢献するものとみられる。

### 【推進背景】

特許庁は、今年3月、技術流出の防止および迅速・正確な特許審査の提供のために民間の半導体専門家30人を審査官として採用した経緯がある。しかし、従来の半導体審査官が電気（素子工程）、化学（素材）、機械（装置）局に分散しており、新規人材が投入されても審査能力を一つに結集させてシナジーを創り出すのが難しかった。また、3ナノ以下などの先端工程技術が次々と登場したにもかかわらず、半導体審査専門組織がなく、韓国企業のコア技術を体系的に保護するのに限界があった。そのため、特許庁は、従来の審査官と新規人材を一か所に集中させ、半導体優先審査の拡大による審査処理期間の短縮および3人協議審査の成果を高める方向に半導体専担審査組織の新設案を行政安全部と持続

的に協議し、「半導体等国家コア戦略技術の保護・育成」のような尹政権の重点国政課題を積極的に後押しする趣旨から推進団の新設に至ったものと知られている。

### 【主な推進内容】

今回の職制および職制施行規則の改正案の主要内容は、次のとおりである。

#### ①半導体専担審査局（推進団）の新設・運営

推進団の新設により、特許審査局が5局から6局に拡大（※）改編される。推進団は6課・チーム規模で発足し、そのために電気通信審査局所属の3課を移管する一方、機関運営費を削減して設置できる総額人件費制の3チームを新設することにした。電気通信審査局（100名）、化学生命審査局（15名）、機械金属審査局（21名）から136人を推進団に移管・再配置し、新規専門審査官30名を投入して合わせて167人（団長1名、各課・チームは25人前後）で構成される予定である。各課別に従来の審査官と新規人材を適正な割合で均等に配置し、3人協議審査などの円滑な協業が可能な環境を整えることで、審査の効率と品質とも高めるという考えである。

※（改編前）特許審査企画局、融合複合技術審査局、電気通信技術審査局、化学生命技術審査局、機械金属技術審査局→（改編後）特許審査5局+半導体審査推進団

#### 【半導体審査推進団の組織・人員構成の細部現況】



#### ②局単位機関名称の変更

デジタルトランスフォーメーション（DX）時代を代表する AI・ビッグデータ、モノのインターネット、知能型ロボット、自動運転などの最先端技術を扱う融合複合技術審査局の機能に合わせて「デジタル融合審査局」に名称を変更する。デジタルプラットフォーム政府の実現に応える一方、政策需要者が特許・商標など膨大な産業財産権の情報・データの

管理・活用政策を専担する機関の特性を理解しやすいよう、情報顧客支援局を「産業財産情報局」に変える。

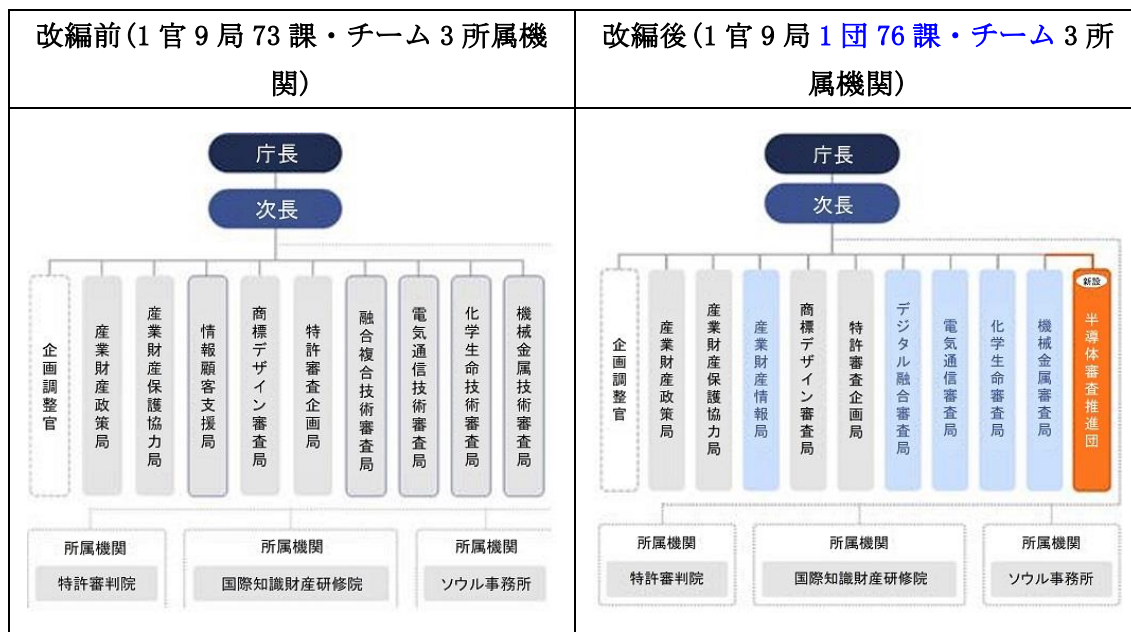
**【今後の計画】**

特許庁長は、「昨年 11 月の半導体優先審査の施行から民間専門審査官の採用に次ぐ半導体審査推進団の新設により、半導体分野の競争力強化に向けて赴任以来推進してきた組織・人員改編作業が一段落した」とし、「韓国の半導体企業が技術流出を心配することなくコア技術を適時に保護されるよう、組織・人員の運営に一層万全を期したい」と話した。

行政安全部の組織政策官は、「今回特許庁の半導体専担審査局の新設が、今後、韓国企業の半導体超格差での持続的な優位確保という実質的成果につながることを願う」と付け加えた。

添付 1. 改編前後の特許庁組織図

【組織改編前後の特許庁組織図の比較】



添付 2. これまでの推進経過

- (2022. 5) 国政課題への反映  
半導体等コア技術分野民間退職者の専門性を活用して技術流出を防止し、現場専門性を活用した迅速・正確な特許審査を提供する
- (2022. 7～11) 半導体分野専門任期制増員の推進  
(行政安全部) 半導体専門任期制 67 人増員を合意 (2022. 9)  
(企画財政部) 1 次 30 人の予算反映 (2022. 11) / 2 次 37 人の 2024 年予算反映を合意 (～2023. 5)
- (2023. 3) 半導体分野専門任期制 30 人の採用完了  
175 人志望 (競争率 6:1)、修士・博士の割合 83%、半導体分野経歴 24 年など優秀人材の確保
- (2023. 4) 半導体専担審査局の新設等、職制改編完了  
半導体審査推進団 (局)・半導体審査 3 チームの新設、局の名称変更など

## 2-3 韓国特許庁・発明記者団が共にする植樹イベントが開かれる

韓国特許庁 (2023. 4. 5.)

取材活動の支援に向けた発明記者団懇談会も一緒に開かれる

韓国特許庁は、4月5日水曜日午前11時、特許庁国際知識財産研修院で青少年発明記者団と共にする植樹イベントおよび懇談会を開催すると発表した。

今回のイベントは、発明文化の普及と未来に向けた知的財産専門人材の育成のために運営されている青少年発明記者団の取材活動をサポートし、植樹の日を記念して発明記者団と共に植樹するために企画された。

まず、特許庁長と発明記者団が国際知識財産研修院の国家発明人材館の前庭に「変わらない気概」、「優れた人柄」、そして「長寿」を象徴する松の苗木を一緒に植栽する植樹イベントに参加する。続いて、植樹イベントに参加した人々の名前が刻まれた記念植樹碑を公開する除幕式が行われる。

特許庁長と発明記者団、担当部署の実務者が参加する懇談会では、半導体や人工知能の特許審査、ChatGPTなどの発明と知的財産に関する多様なテーマに対する取材の質疑応答が行われる。懇談会の終了後、発明記者団は保護者と共に国家発明人材館等研修院施設を見学・体験する。

青少年発明記者団は、特許庁が発明と知的財産に関心のある青少年を対象に2005年から19年間運営しており、現在まで4万人以上の発明記者が約2万6,000件の記事を作成した。

ソンリュエ中学校のキム・ジュニョン発明記者は、「第18期今年の発明記者賞を受賞した私は、数年間の発明記者活動を通じて、多少変わってはいても創造的な生徒に成長できました」と感想を伝えた。

特許庁長は、「今回のイベントを通じて、発明と知的財産に対する青少年の高い関心と能力を実感することができた」とし、「今日一緒に植えた松の苗木が果てしない愛情と養分で四季折々緑の大木になることのように、特許庁も、成長する青少年が知的財産強国を率いる主役になれるよう、あらゆる支援と努力を惜しまない考えだ」と述べた。



## 2-4 韓国特許庁、特性化高校発明教育支援事業の看板上掲式を開催

韓国特許庁（2023.4.6.）

未来の創造人材、発明特性化高校へようこそ！

発明と知的財産に関心のある生徒が発明教育を受ける機会が一層増えるとみられる。

韓国特許庁は、発明教育の拠点機能を果たす発明教育専門学校の存在感を高めるため、4月6日木曜日の14時に、西帰浦産業科学高校（済州）で「職業系高校（特性化高校・マイスター高校）発明教育支援事業」第4期学校（※）向けの看板上掲式を開催すると発表した。

※（学校単位、2023～2027年）未来産業科学高校（ソウル）、サムイル工業高校（京畿道）、テグァン高校（釜山）、西帰浦産業科学高校（済州）、セギョン高校（京畿道）、韓国ゲーム科学高校（全羅北道）

参加校は、生徒たちが知的財産の知識と職務発明能力を兼ね備えた未来の人材に成長するように支援するだけでなく、発明教育の拠点学校として、域内の青少年、教員、保護者などを対象に発明教育の重要性を知らせる上で先導的な役割も果たす予定である。

特許庁は2008年から特性化高校とマイスター高校の一部を選定し、発明と知的財産関連学校活動（教科運営、サークル、発明大会、産学協同型発明教育プログラムなど）を支援している。事業初期（2008年）に参加校は4校にすぎなかったが、現在（2023年）は23校まで増えており、学校の規模や能力に応じて多様な形（学校・学科・教科・授業レベル）でオーダーメイド型発明教育活動を行っている。

特許庁の産業財産政策局長は、「韓国の青少年数の0.1%にも及ばない参加生徒たちが、毎年青少年出願全体の約15%程度を作り出している」とし、「より多くの生徒が知的財産の知識と創造力、問題解決力を育めるよう、発明教育の普及に努めていきたい」と述べた。

## 2-5 国際知識財産研修院、標準特許専門教育への申し込みを受け付ける

韓国特許庁（2023.4.7.）

国際知識財産研修院、標準特許専門教育の申し込みを受け付ける

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、4月10日月曜日から4月14日金曜日まで産業・学校・研究の研究者、弁理士などの一般人を対象にした標準特許（※）専門教育の申込受付を開始すると発表した。

※国際標準化機構で定めた標準技術が含まれている特許で、当該技術は関連製品の生産に不可欠である

申し込みの希望者は、国際知識財産研修院ウェブサイト (<http://iipti.kipo.go.kr/>) から申し込むことができ、教育受講者数は50人前後である。教育は、国際知識財産研修院で5月16日火曜日から5月18日木曜日まで対面で行われる予定である。

### 【標準特許専門教育の主要内容】

▲主要標準化機構（国際電気通信連合（ITU）など）の寄稿書の書き方など国際標準化の基礎

▲研究開発（R&D）・標準化の段階別標準特許確保戦略および事例

▲移動通信や映像電気信号変換技術（コーデック）等主要技術分野での標準特許と国際標準の内容が一致するかどうかの分析（標準特許の必須性に関する分析）（※）の実習

※相互不一致の場合、該当特許は標準特許として認められない可能性あり

今回の教育課程はデジタルトランスフォーメーションとカーボンニュートラル時代をリードするための政府の標準化政策に合わせて今年初めて開設されたものである。産業界・学界・研究所の標準特許に関わる実務能力を向上させることで韓国特許技術の国際標準化に寄与することが期待される。

教育の終了後、特許庁は受講生から教育の改善に関する意見を積極的に収集し、需要者中心の高品質な教育課程にしていく予定である。

特許庁の国際知識財産研修院長は、「情報文化技術（ICT）の融合が産業全体へ広がっている今の時代には、産業界・学界・研究所の標準特許に関わる能力の向上が必須だ」と述べた上で、「これからも特許庁は知的財産専門人材の育成に向けて努力を続けていきたい」と述べた。

## 2-6 韓国特許庁、起業準備大学(院)生との知的財産トークイベントを開催

韓国特許庁（2023.4.10.）

釜山大学を訪問、技術起業の現場の意見を収集（4月10日）

起業アイデアコンテストの優勝者に賞状を授与し、激励の言葉を

大学・公共研究機関で起業を準備している若者の現場の声を韓国特許庁長に直接届けられる場が開かれる。

韓国特許庁は、10日（月曜）午前10時30分、釜山大学で大学の技術起業の現場の意見を収集し、起業準備をしている大学（院）生を迎えて知的財産トークイベントを行う。

この現場訪問は、韓国特許庁が取り組んでいる「国民・企業と共に行う現場のコミュニケーション」の一環であり、今後も大学・公共研究機関の技術起業の現場を訪れて意見を収集し、技術移転・事業化を通じた公共研究成果の普及の促進に向けた政策開発を持続する予定である。

釜山大学は、毎年約70件以上の技術移転を通じて大学の研究成果を企業に移転・事業化し、年間20億ウォン以上の技術料受益を得るなど、技術移転・事業化分野における模範事例として評価されている。そこで、韓国特許庁は、釜山大学の産学協力団を訪れ、大学の技術事業化の現場で実務者が経験する様々な知的財産関連問題や韓国特許庁の支援政策について議論する。

また、釜山大学の起業文化スペース（PNU AVEC）で起業を準備している大学（院）生を迎えて起業準備者の立場として経験する知的財産関連問題を収集し、学生からの様々な質問に答える知的財産トークイベントを開催する。

知的財産トークイベントでは、韓国特許庁と釜山大学が共催した起業アイデアコンテストで優勝したチームに賞状が授与され、優勝チームの起業アイデアについて発表が行われ、アイデアの発展に関する質疑応答の時間が設けられる。韓国特許庁長は、知的財産制度や韓国特許庁に関する学生の質問に答えるなど、忌憚なく話をする予定である。

韓国特許庁長は「大学生の熱情と創造力は、韓国の成長と発展の原動力であって、釜山大学は釜山、蔚山、慶尚南道地域の成長とイノベーションをリードしている地域イノベーションの中心である」とし、「これからも知的財産を基盤として起業を準備している若者との交流とコミュニケーションを広げていく」と述べた。

2-7 半導体分野の支援に向けた専担審査局、公式に発足

韓国特許庁（2023.4.11.）

## 半導体技術に対する迅速・正確な審査が期待される

半導体技術を迅速かつ正確に審査するための「半導体審査推進団」が4月11日火曜日に公式に発足する。

韓国特許庁は、4月11日火曜日午後1時30分、政府大田庁舎で「半導体審査推進団（以下「推進団」）」の看板上掲式を開催する。

※推進団の新設を含む特許庁職制の改正案の国务会議審議・議決（4月4日）、公布・施行（4月11日）

推進団は、主要国で初めて半導体技術を専担する審査組織として、半導体の設計から素材・部品・工程にいたるまで半導体技術の全分野に対する特許出願を審査することになる。

半導体産業は、韓国のコア戦略産業として、半導体分野での特許出願も増加し続けている傾向であるが、審査処理はそれに追いついていないのが実情であった。

今回の推進団の発足を機に、従来の経歴審査官と新規で採用された半導体専門審査人材を半導体技術分野の審査に集中的に投入することで、審査が迅速に処理される見通しである。

※2023年3月に半導体専門審査人材30人を採用し、2024年に追加で採用を推進する

これにより、半導体技術の速やかな権利化が実現すれば、ますます激しくなっている半導体産業で韓国企業の国際競争力が一層高まると期待される。

特許庁長は、「推進団には、韓国の半導体産業の競争力を強化するために、プライドを持って最善を尽くして審査してもらいたい」と述べた。

### 2-8 韓国特許庁、審査品質の向上に向けた現場懇談会を開催

韓国特許庁（2023.4.12.）

電気自動車の核心技術、質の高い特許審査でサポートする！

韓国特許庁は、4月12日（水曜）午後2時、現代モータースの電気自動車用駆動モジュールの生産工場を訪問し、電気モーターなどの生産ラインを見学して研究開発者と懇談会を行ったと発表した。

この懇談会は、「国民・企業と共に行う現場のコミュニケーション」の一環であり、審査官が電気自動車の核心技術を体験して現場における知財権隘路について聴き、質の高い特許審査サービスを提供するために設けられた。

懇談会で韓国特許庁は、駆動モジュールを含むモビリティ技術における主要国の特許統計資料および最近の特許審査傾向を紹介し、現代モビスは、現場における知財権隘路を伝えて電気自動車技術開発の動向などを紹介した。

また、グローバルモビリティ起業の核心特許確保戦略、スマートモビリティソリューション提供方策など、お互いの関心事についても意見を交わした。

韓国特許庁の電気通信審査局長は「この現場訪問を通じて特許庁の審査官は電気自動車の実務技術について理解を含めることができた。また、懇談会を通じて研究開発者の様々な声を聴くことで、当該技術分野の審査の質を高めると期待する」と述べた。

## 2-9 韓国特許庁、医薬品特許存続期間延長出願の専担チームを運営

韓国特許庁（2023.4.13.）

### 医薬品特許存続期間延長業務、専門性を強化

韓国特許庁は、医薬品特許の存続期間延長業務の専門性を強化するため、4月13日（木曜）から化学生命審査局に「存続期間延長特許チーム」を別途運営すると発表した。

特許権存続期間延長制度は、医薬品や農薬のように、製品許可手続きによって特許が使用できない場合に、特許権の存続期間を一定期間延長する手続きである。主な医薬品の場合、特許権の延長可否は権利を有する新薬開発社と新しく市場に参入しようとするジェネリック医薬品企業に与える影響が大きい。

存続期間延長出願は、一般特許出願と異なって医薬品許可関連資料など検討しなければならない書類が多くかつ複雑なため、これを専門的に審査する専担チームが必要とされていた。

特に存続期間延長に関する法律の整備・解釈、食品医薬品安全処などの関係部署との協議、相談対応などの政策ニーズが多く、このような業務を一般審査から分離する必要があった点も、今回専担組織が運営されるようになった大事な理由である。

韓国特許庁の化学生命審査局長は「専担チームの運営を通じて医薬品特許の存続期間延長出願審査の一貫性と専門性が確保できると期待する」とし、「専担チームを通じて審査の専門性を高め、医薬品特許の存続期間延長制度を先進国並みの水準に整備する」と述べた。

## 2-10 2023 クラウドファンディング支援事業への参加企業を募集

韓国特許庁 (2023. 4. 10.)

優秀知的財産 (IP) 新製品、クラウドファンディングで投資を受ける！

計 15 の優秀 IP 新製品に対し、クラウドファンディングなど支援へ

優秀な特許・デザインなどが適用されている製品をクラウドファンディングのプラットフォームに紹介し、消費者による商品性の検証とともに投資 (注文) を受けて市場にリリースできる道が開かれる。

※クラウドファンディング (Crowd funding) : 資金調達が必要な企業が、オンラインプラットフォームを通して不特定多数の消費者から資金を集める仕組み

韓国特許庁は、優秀 IP 新製品への投資誘致および販路開拓を支援する「2023 年クラウドファンディング支援事業」に参加する中小企業を 4 月 13 日木曜日から 5 月 2 日火曜日まで募集すると発表した。

今年新設されたクラウドファンディング支援事業は、特許、実用新案またはデザイン権が適用されている新製品を保有している中小企業 15 社を選定し、企業が発行する証券を通じて投資を誘致する証券型 (投資型)、または製品の事前注文のような方法で資金を調達するサポート型 (リワード型) の投資誘致機会を提供する。

選定された中小企業には、クラウドファンディングの成功と投資誘致能力の強化に向けて、①クラウドファンディング教育とオンデマンドコンサルティング、②ファンディングコンテンツの制作 (画面構成、デザイン、画像・動画など) およびファンディングプラットフォームへの登録、③広報およびマーケティングなどがオンデマンドで提供される。

さらに、クラウドファンディングによりリリースされる新製品に対しては、マーケティングの一環として、オンラインで販売者と消費者がリアルタイムでコミュニケーションを取りながら製品を販売するライブコマースも後続支援される予定である。

※ライブコマース：ライブ配信（Live Streaming）とコマース（Commerce）を組み合わせた言葉で、販売者と消費者がチャットなどを通じてリアルタイムでコミュニケーションを取りながら商品を紹介するオンライン配信放送

特許庁のアイデア経済革新チーム課長は、「今回のクラウドファンディング事業は、優秀で多様な IP 新製品が消費者の検証と資金を通じて市場にリリースされる第一歩になるだろう」とし、「これから成果をモニタリングし、企業側のニーズを反映した上で、海外市場への進出を支援するグローバルクラウドファンディングの新設も検討する予定だ」と述べた。

一方、参加を希望する中小企業は、5月2日火曜日まで韓国発明振興会ウェブサイト（<http://www.kipa.org>）のクラウドファンディング事業申込ページからオンラインで申し込むことができる。詳細は、特許庁（[kipo.go.kr](http://kipo.go.kr)）および韓国発明振興会ウェブサイトの事業公告から確認できる。

### 模倣品関連および知的財産権紛争

#### 3-1 韓国特許庁「Kブランド海外オンライン模倣品事前診断」への参加企業を募集する 韓国特許庁（2023.4.14.）

うちの会社も海外模倣品があるかも…無料診断の実施

中国等8か国21の電子商取引プラットフォーム内模倣品流通実態調査の提供

模倣品発見の際、民間模倣品モニタリング専門サービスで連携支援

韓国特許庁は、韓国の輸出企業が海外で発生する模倣品被害を迅速に把握し、救済を受けられるように「Kブランド海外オンライン模倣品事前診断」への申込企業を4月17日曜日から募集すると発表した。

「Kブランド海外オンライン模倣品事前診断」は、韓国知識財産保護院の模倣品専門家が中国・東南アジア主要国（※）の21の電子商取引プラットフォームを対象に無料で約3か月間申込企業の海外オンライン模倣品の流通実態を調査し、診断報告書を提供する事業である。

※中国、ベトナム、フィリピン、タイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、台湾の計8か国

海外で模倣品が流通していると疑われる韓国の輸出（予定）企業であれば誰でも K ブランド海外オンライン模倣品事前診断サービスを申し込むことができる。

海外オンライン模倣品事前診断サービス提供の流れ：支援申込企業の随時募集→書類検討および企業面談→模倣品の事前診断調査→診断結果報告書の提供→対応戦略の教育

模倣品が流通していることが確認された企業には、後続措置として民間のオンライン模倣品モニタリング専門業者による「海外オンライン模倣品モニタリング・遮断サービス」を提供する予定である。

「海外オンライン模倣品モニタリング・遮断サービス」は、民間専門業者 6 社と協力して海外オンライン模倣品の流通状況をリアルタイムでモニタリング・遮断することをサポートする。さらに、企業が希望する場合は、海外現地での取り締まり・訴訟提起などに向けた「K ブランド対応戦略」も支援する。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「海外オンライン模倣品事前診断は、無料で提供するだけに、規模が小さい韓国中小企業の海外模倣品被害防止に大いに役立つだろう」とし、「海外模倣品被害が疑われる企業には、積極的に活用してもらいたい」と述べた。

一方、「K ブランド海外オンライン模倣品事前診断」事業は、「海外 K ブランド保護ポータルサイト（[www.ip-navi.or.kr/kbrands](http://www.ip-navi.or.kr/kbrands)）」から 4 月 17 日月曜日から 10 月 6 日金曜日まで申し込むことができる。詳細については、韓国知識財産保護院（02-6196-2051）に問い合わせればよい。

## デザイン（意匠）、商標動向

4-1 小規模事業者のサービス商標、サービス商標優先審査で 1 か月以内に処理している

韓国特許庁（2023. 4. 11.）

サービス商標優先審査課の発足後、小規模事業者を集中支援している  
特許庁・世宗市、小規模事業者への商標登録証授与式を開催

小規模事業者の迅速な商標権確保をサポートするための韓国特許庁サービス商標優先審査課の新設（2023 年 1 月）後、サービス商標（※）優先審査の処理期間が 2 か月から 1 か月以内へと短縮されたことがわかった。



※第 43 類（飲食物提供サービス業）での優先審査処理期間：2022 年 1～2 月平均 1.9 か月→2023 年 1～2 月平均 0.99 か月

特許庁は、発足 100 日を迎えたサービス商標優先審査課が迅速な審査を通じて小規模事業者の速やかな商標権確保をサポートすることにより経営安定に貢献していると 4 月 11 日火曜日に発表した。

特許庁は、この日の午前 11 時、世宗市と共にサービス商標審査課の発足後、第 1 号小規模事業者登録商標（ウナギカン、世宗市）への商標登録証授与式も開催する。イベントには、特許庁長、世宗市経済副市長、商標権者などが参加する。

※ウナギカン（世宗市の飲食店）

最近、商標出願の増加に伴って審査処理期間が遅延していたことにより、迅速な審査を望む出願人の優先審査申請（①）が次第に高まっている状況であり、優先審査申請全体のうちサービス業分野が占める割合（②）も毎年増加傾向にある。

①商標出願全体に対する優先審査申請の割合

（2019） 3.8%→（2020） 6.0%→（2021） 9.1%→（2022） 13.2%→（2023.2） 13.6%

②優先審査申請全体のうちサービス業の割合

（2019） 41.8%→（2020） 44.3%→（2021） 46.0%→（2022） 48.6%→（2023.2） 50.1%

特に、卸・小売業および飲食店業分野は、他人の許諾なしに無断で商標権を使用するため商標権紛争が頻繁であるだけでなく、景気の状態に敏感に反応するため、積極行政を通じて出願人に迅速な審査結果を提供する必要があるということが特許庁からの説明である。

サービス商標優先審査課で卸・小売業および飲食店業分野の優先審査を専担することで、飲食店業の場合、審査処理期間が約 2 か月から 1 か月以内へと半分（50%）近く大幅に短縮された。

【第43類（食飲料提供サービス業）での優先審査申請件数および処理期間】

区分	2022		2023		前年同期比累計処理期間の平均
	1月	2月	1月	2月	
出願件数	191	188	259 (↑)	213 (↑)	
処理期間	1.8	1.9	0.95 (↓)	1.02 (↓)	
	(累計平均) 1.9		(累計平均) 0.99		

ウナギカンの代表は、「速やかな商標登録に驚いた」とし、「以前は、商標権なしに飲食店を運営して困難に陥ったことがあるが、今や自分ならではの商標を持つことができ、安心して事業を運営できるようになって嬉しい」と特許庁に感謝のあいさつを伝えた。

特許庁長は、「サービス商標優先審査課は、小規模事業者の速やかな権利確保をサポートするという新設の趣旨に合わせてうまく運営されている」とし、「これからも小規模事業者が知的財産を通じて安定的に成長できるよう努めていきたい」と述べた。

世宗市の経済副市長は、「今や小規模事業者の商標価値（ブランド価値）の創出が、すなわち地域の競争力になる時代だ」とし、「安定的な商標出願へのサポートは、世宗市の小規模事業者が競争力を確保する第一歩になるだろう」と話した。

その他一般

5-1 韓国特許庁、2022年知的財産保護実態調査の結果を公表

韓国特許庁（2023.4.5.）

- 営業秘密、退職者による流出が半分を占める
- アイデアの奪取等不正競争行為経験の割合は5.2%
- 商標権等産業財産権侵害被害の経験企業は3.9%

韓国企業が経験した営業秘密流出のうち退職者による流出が半分以上を占めていることがわかった。韓国特許庁は、「2022年知的財産保護実態調査」の結果を4月5日水曜日に発表した。同調査は、不正競争防止および営業秘密保護に関する政策策定の基礎資料として活用するために、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条の4（実態調査）に基づいて2021年から毎年実施している。今回の調査は、韓国企業8,269社を対象

に営業秘密・産業財産権の保有および被害の現況、不正競争行為に対する認識および経験などを総合的に調査した。

#### 【調査の概要】

調査対象：従業員数 10 人以上韓国企業 8,269 社

調査期間：2022 年 6 月～11 月

調査内容：営業秘密・産業財産権の保有および被害の現況、不正競争行為経験の現況、政策需要および

保護水準など

調査方法：調査員による非対面（電話、オンライン、ファックス）アンケート

主管機関/調査機関：特許庁、韓国知識財産保護院/Metrix

#### 1. 営業秘密関連現況

韓国企業のうち営業秘密を保有していると回答した割合は 76.8%で、営業秘密保有企業のうち「直近 5 年間（2017～2021）営業秘密流出被害を経験した企業」は 1%であった。営業秘密流出の類型を見ると、退職者による営業秘密流出が半分以上の 51.2%で最も高かったが、退職者を対象にインタビューと「秘密保持誓約書」の作成などの管理努力は 44.8%にすぎず、営業秘密保護のための退職者管理システムの構築が急務であることがわかった。

※在職者 26.4%、部外者 24%の順で回答

業種別に見ると、韓流ブームに支えられ「韓国料理（K-Food）」として注目されている飲食料等製造業分野の営業秘密流出の割合（2.3%）が最も高く、韓国の主力産業である半導体等の電気電子産業（2.1%）が後に続いた。

※衣服・履物製造業（2.0%）、非金属鉱物産業（1.9%）、化学産業（1.7%）、その他製造業（1.3%）、機械産業（1.2%）、卸・小売業（1.1%）、事業サービス・通信業（0.7%）の順

#### 2. 不正競争行為関連現況

韓国企業が「直近 5 年間（2017～2021）不正競争行為を直接経験したか、間接的に目撃した割合は 5.2%となっている。行為の類型（複数回答）では、商品形態の模倣が 2%で最も高いが、最近、ブランド品を好む人口が増えており、長引くコロナ禍の影響による非対面産業の成長など、オンライン消費が急増した影響によるものとみられる。

※商品・営業主体の混同（1.6%）、原産地の虚偽表示（1.5%）、アイデアの奪取（1.5%）、品質誤認の誘発（1.3%）、他人の成果の盗用行為（1%）、パブリシティ権侵害行為（0.9%）、データの不正取得・使用行為（0.7%）の順

#### 3. 産業財産権（特許・商標・デザイン）関連現況

韓国企業の産業財産権保有の割合は22.2%であった。保有している権利の種類（複数回答）では、特許権が18.2%で最も高く、次いで商標権（6.9%）、デザイン権（4.8%）の順である。産業財産権を保有している韓国企業のうち「直近5年間（2017～2021）産業財産権侵害被害を経験した企業」は3.9%であり、権利の種類別では商標権が1.7%で最も高い。

※特許・実用新案権（1.4%）、デザイン権（0.9%）の順に回答

このように商標権に関する被害が高くなっている原因としては、SNSやオープンマーケットなどオンライン上での模倣品の流通が急増し、商標権侵害被害が大幅に増加したものと分析される。韓国知識財産保護院のモニタリングによるオンラインオープンマーケットでの販売中止の実績（※）を見ると、2020年から大幅に増加し、2022年には24,687件と2019年比約3倍以上増えた。

※（2019）7,662→（2020）10,446→（2021）16,846→（2022）24,687

特許庁の産業財産保護協力局長は、「今回の調査は、個別に実施していた過去とは違い、営業秘密、不正競争行為、産業財産権に関する実態調査をまとめて実施したという点に意義がある」とし、「今回の調査結果を基に韓国企業の知的財産が充実に保護されるよう、政策的支援と制度改善を積極的に推進していきたい」と述べた。

※本調査結果の統計は、統計法に基づく承認統計ではないことをお知らせします。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム